

改 正 後	改 正 前
<p>第4条第2項第4号関係 1～2（略） 3 規則第1条の2第1項第1号の2に定める証明書の取り扱いについて</p> <p>外国籍の者で国外に在住している者については、その者が外国の法令において破産者、成年被後見人又は被保佐人と同様に扱われている者でないことを公証人、公的機関等が証明した書面を規則第1条の2第1項第1号の2で定める証明書に代わる書面として取り扱うものとする。</p> <p>第34条の2関係 （略） 1～3（略） 4 媒介価額に関する意見の根拠の明示義務について (1) 意見の根拠について 意見の根拠としては、価格査定マニュアル（公益財団法人不動産流通近代化センターが作成した価格査定マニュアル又はこれに準じた価格査定マニュアル）や、種の取引事例等他に合理的な説明がつくものであることとする。 なお、その他次の点にも留意することとする。 ①～③（略） (2)（略） 5～7（略）</p> <p>第46条第1項関係 1 告示の運用について（昭和45年建設省告示第1552号関係） (1) 告示第二（宅地建物取引業者が売買又は交換の媒介に関して受けることのできる報酬の額）関係 ①～②（略） ③ 「交換に係る宅地又は建物の価額に差があるとき」とは、交換差金が支払われる場合等交換に係る両方の物件の価額が異なることを指し、「これらの価額のうちいずれか多い価額」とは交換に係る両方の物件の価額のうち、いずれか多い方を指す。 (2)～(6)（略） 2～6（略）</p>	<p>第4条第2項第4号関係 1～2（略） 3 規則第1条の2第1項第1号の2に定める証明書の取り扱いについて (1) 外国籍の者で日本に在住している者については、登録証明書番号の記載のある登録原票記載事項証明書を規則第1条の2第1項第1号の2で定める証明書に代わる書面として取り扱うものとする。 (2) 外国籍の者で国外に在住している者については、その者が外国の法令において破産者、成年被後見人又は被保佐人と同様に扱われている者でないことを公証人、公的機関等が証明した書面を規則第1条の2第1項第1号の2で定める証明書に代わる書面として取り扱うものとする。</p> <p>第34条の2関係 （略） 1～3（略） 4 媒介価額に関する意見の根拠の明示義務について (1) 意見の根拠について 意見の根拠としては、価格査定マニュアル（財団法人不動産流通近代化センターが作成した価格査定マニュアル又はこれに準じた価格査定マニュアル）や、種の取引事例等他に合理的な説明がつくものであることとする。 なお、その他次の点にも留意することとする。 ①～③（略） (2)（略） 5～7（略）</p> <p>第46条第1項関係 1 告示の運用について（昭和45年建設省告示第1552号関係） (1) 告示第二（宅地建物取引業者が売買又は交換の媒介に関して受けることのできる報酬の額）関係 ①～②（略） ③ 「交換に係る宅地又は建物の価格に差があるとき」とは、交換差金が支払われる場合等交換に係る両方の物件の価額が異なることを指し、「これらの価額のうちいずれか多い価額」とは交換に係る両方の物件の価額のうち、いずれか多い方を指す。 (2)～(6)（略） 2～6（略）</p>